3　第一項の規定により準用するものとされた改正後国共済規則第八十五条第二項において準用する改正後国共済規則第二十二条の規定により事業計画を作成するときは、同項において準用する改正後国共済規則第二十三条各号に掲げる事項のほか、経過的長期経理（第一項の規定により準用するものとされた改正後国共済規則第八十五条第二項において読み替えて準用する改正後国共済規則第六条第一項第二号に掲げる経理単位をいう。以下同じ。）における給付の前々事業年度の実績並びに前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画を明らかにしなければならない。

（なお効力を有する改正前国共済規則の適用除外）

第三条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項又は第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済規則（以下「なお効力を有する改正前国共済規則」という。）第一章から第三章までの規定は、経過的長期給付の支給に関する業務については、適用しない。

（合同運用における利益又は損失の経理間の按分）

第四条　改正後国共済令第九条の三第四項（平成二十七年経過措置政令第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により、改正後国共済令第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等（以下「厚生年金保険給付積立金等」という。）、同条第二項に規定する退職等年金給付積立金等（以下「退職等年金給付積立金等」をいう。）及び平成二十七年経過措置政令第百四十五条に規定する国の組合の経過的長期給付積立金等（以下「経過的長期給付積立金等」をいう。）を合同して管理及び運用を行った場合に利益を生じたときは、次の各号に掲げる経理単位に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　厚生年金保険経理（改正後国共済規則第八十五条第二項において読み替えて準用する改正後国共済規則第六条第一項第二号に掲げる経理単位をいう。次項及び第六条において同じ。）　当該利益の額に当該事業年度において合同して管理及び運用を行った厚生年金保険給付積立金等の額を当該額と当該事業年度における退職等年金給付積立金等の額及び経過的長期給付積立金等の額との合算額で除して得た率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

二　退職等年金経理（改正後国共済規則第八十五条第二項において読み替えて準用する改正後国共済規則第六条第一項第二号の二に掲げる経理単位をいう。次項において同じ。）　当該利益の額に当該事業年度において合同して管理及び運用を行った退職等年金給付積立金等の額を当該額と当該事業年度における厚生年金保険給付積立金等の額及び国の組合の経過的長期給付積立金等の額との合算額で除して得た率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

三　経過的長期経理　当該利益の額から前二号に定める額を控除して得た額

2　改正後国共済令第九条の三第四項（平成二十七年経過措置政令第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により、厚生年金保険給付積立金等、退職等年金給付積立金等及び経過的長期給付積立金等を合同して管理及び運用を行った場合に損失が生じたときは、次の各号に掲げる経理単位に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　厚生年金保険経理　当該損失の額に前項第一号の率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

二　退職等年金経理　当該損失の額に前項第二号の率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

三　経過的長期経理　当該損失の額から前二号に定める額を控除して得た額

（平成二十四年一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の四に規定する財務省令で定める事項）

第五条　平成二十四年一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の四に規定する財務省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　当該事業年度における平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付積立金（以下「経過的長期給付積立金」という。）の資産の額

二　当該事業年度における経過的長期給付積立金の資産の構成割合

三　当該事業年度における経過的長期給付積立金の運用収入の額

四　経過的長期給付積立金の運用利回り

五　経過的長期給付積立金の運用に関するリスク管理の状況

六　運用手法別の運用の状況（国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が平成二十七年経過措置政令第百四十五条において準用する令第九条の三第一項第三号本文、同号ロ及び同項第四号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定及び管理の状況等を含む。）

七　連合会における株式に係る議決権の行使に関する状況等

八　連合会の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他連合会の業務の適正を確保するための体制に関する事項

九　その他経過的長期給付積立金の管理及び運用に関する重要事項

（連合会に返還されるべき退職一時金等の帰属する経理単位について）

第六条　平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項又は第四十条第一項前段若しくは第二項前段の規定により返還されるべき額は、連合会の厚生年金保険経理及び経過的長期経理に帰属するものとする。この場合において、次の各号に掲げる経理単位に帰属する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　厚生年金保険経理　当該返還されるべき額に百十分の百を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

二　経過的長期経理　当該返還されるべき額から前号に掲げる額を控除して得た額

第三章　給付

第一節　通則

（改正後国共済法における報酬又は期末手当等に関する特例）

第七条　改正後国共済規則第九十六条の二第一項第二号、第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に規定する報酬については、平成二十七年経過措置政令第三条により報酬とみなされたものを含むものとする。

2　改正後国共済規則第九十六条の六第一項第二号に規定する期末手当等については、平成二十七年経過措置政令第三条により期末手当等とみなされたものを含むものとする。

第二節　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額の支給

（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求等の改正前国共済規則の適用等）

第八条　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（以下「改正前国共済法による職域加算額」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為については、改正前国共済規則第九十六条及び第九十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十六条	給付を同時に	給付（連合会が支給するものに限る。以下この条において同じ。）を同時に
第九十七条第一項各号列記以外の部分	法第四十五条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公